

第1セッション

「取り残される被災者にどう向き合うのか」

主題解説

大阪公立大学 菅野 拓

2024年1月1日という、帰省した人の数が多く、地方自治体職員や医療・福祉にかかわるワーカーなどが少ない最悪のタイミングで能登半島地震は起こった。そもそも高齢化率が極めて高い地域であり、交通や上下水道など各種ライフラインが寸断され、厳寒期の避難所環境は決して良好とは言えず、多数の在宅避難者が存在する。今なお、生活再建どころか、今後、災害関連死が増大することが懸念されている。

災害時に地方自治体によって活用される災害救助法は、元来は生存権保障を目的に社会保障の一環として1947年に成立したが、抜本的な改正は行われておらず、福祉にかかわる規定は不十分なままである。また、「たまたま住んでいた家の壊れ具合」という罹災証明に主たる支援制度が紐づけられているため、いまだ災害関連死を防ぐ段階で大量の人的リソースが家の壊れ具合の調査に投入されてしまっている。

なぜこんなことになるのか。どのような構想がこの現状を変えるのか。東日本大震災以降各地で取り組まれるようになった、一人ひとりに寄り添った被災者生活再建支援の手法である「災害ケースマネジメント」を主軸として議論したい。